

## 南宋の李燾と「續資治通鑑長編」の成立

周 藤 吉 之

李燾の「統資治通鑑長編」が宋代史特に北宋のことを研究するものにとって、必読の書であることは今更いうまでもない所である。しかるに本書の成立については従来あまり研究されておらず、「四庫全書総目提要」<sup>(1)</sup>や現行本の「統資治通鑑長編」に見える雑識にあげられた諸資料から知られる程度に過ぎない。従って李燾の経歴やその業績についても、「宋史」<sup>卷三八</sup>李燾伝が利用されているだけであって、これらと「統資治通鑑長編」の成立とを関連させて系統的に叙述したものはまだ発表されていないようである。そこで本稿では李燾の経歴とその業績を跡付けると共に、「統資治通鑑長編」成立の過程とその性格を明かにし、更にこれと関連する史書についても触れてみたいと思う。

李燾は南宋の高宗孝宗頃の人で、経書の研究と多くの史書の編纂を行ったが、その中「統資治通鑑長編」は殆んどその生涯を通じて編纂されていて、その巻数も千巻を踰え、真に李燾の代表作といふべきものであった。この書は北宋の司馬光の著した「資治通鑑」に倣い、これに続けて北宋の太祖より欽宗に至る九朝の歴史を編修したものである。然しながら本書は「資治通鑑」と異なり、「統資治通鑑長編」と名付けて、特に長編といっているように、統資治通鑑を編修するための諸資料を網羅したものであり、しかもそれらの資料に対して綿密な考証を行っていて、宋代史学の最高の標準を示すものでもあった。この書には当時諸種の版本が存在していたようであるが、元代になると、その中の多くが散佚したらしく、明の初には宋の太祖より英宗に至る五朝の事迹と神宗哲宗兩朝の部分が残っているだけで、徽宗欽宗兩朝の部分は散佚して了ったようであ

る。そこで「永樂大典」の宋の韻の中にも、太祖より哲宗に至る七朝の事迹が編入されただけであった。その後清の康熙年間に至って、江南で太祖より英宗に至る五朝の事迹を記した「統資治通鑑長編」が発見されたため、これと「永樂大典」の宋韻の中に編入された部分とを照合させて、現行本の「統資治通鑑長編」五百二十巻の原本が編纂されることとなったのである。<sup>(2)</sup>このようにして李燾の「統資治通鑑長編」は清代になって、太祖より哲宗までその間多少の散闕はあるが、免に角復元された。ただ徽宗欽宗の両朝の部分は散佚してしまって、これを完全に復元することはできなかつた。この部分については、楊仲良の「統通鑑長編紀事本末」によって或程度知るより外はない状態である。<sup>(3)</sup>

李燾の「統資治通鑑長編」は以上のような経過を辿って現行本に至っているが、ここではまず李燾の経歴とその業績をあげ、次に「統資治通鑑長編」成立の過程とその性格を明かにし、それに附随して、その撮要や注釈書等を説明することとする。李燾の経歴とその業績を知るためには、「宋史」の李燾伝が簡単で便利ではあるが、ここではその根本史料をなす周必大の「周益国文忠公文集」の平園統稿<sup>卷二</sup> 寧宗嘉泰元年(1201)の敷文閣学士李文簡公(燾)神道碑によって述べることにしたい。これによると、李燾(1115~1184)は字が仁甫、一に字が子真、号は巽巖、四川の眉州丹稜の人で、よく典故に通じていた知仙井監李中の子であった。天資穎異で、経伝を博覧したが、独り王安石の学は楽しまなかつたといわれている。

甫めて冠したとき、已に「兩漢鑑」を著し、翌年北宋末欽宗の靖康の変を追念して、「反正議」十四編を著した。高宗の紹興八年(1138)に進士に及第し、成都華陽県主簿に調せられたが、未だこれに就任せず、眉州丹稜県の竜鶴山で読書していた。李燾の自記によると、李燾は三度その居を卜して、この山は東南に坐して西北に面しており、その位は巽乾に当たっていたので、易に則って已に処するには乾健、物に応ずるには巽順であらねばならぬといっている。更に「論語」の子罕篇の「与に共に学ぶべきも、未だ与に道に適くべからず、与に立つべきも、未だ与に権るべからず」を引いて、易の履・謙・復・恒・損・益・困・井・巽で以ってこれを解釈し、講学の

順序は履で起って巽に終るとも述べている。<sup>(4)</sup>即ち李燾は早くより易を研究していて、易で以って世に処し、学を講ずる順序もこれに則って、永続的に絶えず勉学して止まなかったようである。その号の巽巖も勿論これに因んだものであった。李燾は後に易に関する書も著した。

久しくして李燾は成都府華陽県の任に赴いた。そのとき宰相秦檜が李燾の名を知ったが、李燾はこれに通じなかった。会々郡国に詔して、賢良を挙げさせたので、李燾は五十策を携えて、成都帥張燾に謁したが、張燾はかれを推薦するには至らなかった。秩が満ちたので教授に充てられたが就任せず、嘉州軍事推官に注せられた。然し父が死んだので、喪に服し、紹興二十年服が除かれると、雅州軍事推官となった。そのとき李燾は当直司箴を作って、郡守の私情を用いて公法に背くのを諷刺し又、文簡州の塩筭を増すのを拒んだ。紹興二十四年(1154)には宣教郎知成都府雙流県となり、大いに政績を挙げた。この頃李燾は毎日史冊を繙いて、宋の事実を彙次即ち分類していた。そして司馬光が史を修むるに、まず「百官公卿表」十五巻を作ったが、その後これが頗る散逸したといつて、宋の公卿百官表を編修しようとし、正史、実録に徧く求め、傍ら家集や野史をも采り入れて、その門類を増し、宋の太祖建隆年間より欽宗靖康年間に至る新旧の官制を合して、「皇朝公卿百官表」百四十二巻を成した。李燾の神道碑には、

長編之書、蓋始於此、

とあって、「続資治通鑑長編」はここに始まったといわれている。紹興二十九年には四川制置使王剛中が李燾を制置司幹弁公事に任命し、同三十二年には李燾は知榮州となった。当時榮州では山に依って城を造り、川を隍としていたため、夏秋に常に水の溢れる恐れがあったので、李燾は隄防を築いてこれを防いだ。このときに李燾は始めて続資治通鑑の太祖の部分を著したようで、「文獻通考」巻一九三経籍考の「続通鑑長編」の条には、孝宗の隆興元年(1163)知榮州のときに長編を進めた奏状が見えている。<sup>(後述参照)</sup>

隆興二年には潼川府路轉運判官に除せられた。李燾はその境に入ると、州県の守令の横斂したものを四人を弾劾し、又官を選んで局を置いて、潼川府路の財賦を調査し、その名色をあげて有無相補わせ、三年間の中数を参酌して帳簿を作成した。そしてこの帳簿を官吏に示して、その不当なものを擿するのを許して、その名を改めて、「科約」を作った。このとき母史氏がなくなったので、官を去った。乾道三年(1167)召されて、首都臨安府に赴き、同年八月、孝宗に入対して、太祖朝の故事を上り、これを法とせんことをいい、又四川の折衷の重いことを論じ、その冗兵を減汰し、大将の兵籍を虚わりその部曲を培しているのを禁せんことを請うた。孝宗はこれを嘉納し、李燾を留めて尚書兵部員外郎兼国史院編修官として、四朝正史を編纂させ、礼部をも兼ねさせた。間もなく礼部員外郎に除せられ、礼楽の改革を多く行った。この頃「続資治通鑑長編」が漸く成ったので、蜀帥注応辰がこの書を繕写して秘閣に蔵せんことを請うた。かくして乾道四年、李燾はその中の太祖建隆元年より英宗治平四年に至る五朝の事迹百八巻を上進した。

このとき李燾は科挙の法を論じて、時文の衰弱しているのを憂え、科挙の官が學術の醇正で世用に切なる文章を作るものを取り、苟も虚浮に渉る文は黜落せんことを請うた。更に科挙で士を取るには、仁宗の皇祐年間に四百人を取った例に依つて、その額を裁定し、又特奏名の進士出身は多くても、職を授けることが稀であり、賢良方正科は詔に應ずるものがないことをも論奏した。然しこれらの科挙の改革は実現しなかった。翌乾道五年四月には秘書少監に遷った。そのとき太史が同年八月に日食のあることを上奏したので、天変に應えるため、衆正を進めて群陰を消さんことを請うた。この年冬には起居舎人を兼ねた。乾道六年正月、李燾は徽宗実録の疎誤を刊定せんことを請うたため、詔して実録院を開き、檢討官に任ぜられた。これより李燾は徽宗実録を纂修することとなった。時に范成大が右史に除せられ、撰起居郎となったが、議者が元豊八年(1085)十月の詔を誤引して、両浙路の保正を罷めてただ耆長を存せんとし、又宰相が蜀人を以って蜀帥とし、工部に二侍郎を除授し、武官を諸路提点刑獄に任じて、みな旧制に違つたため、范成大はこれを論難した。そこで李燾はこれに証拠

を与えて、その正しいことを論証した。

かように李燾は起居記注を撰してより、屢々事を論じたので、宰相は頗るこれを楽しまなかつた。そこで外任を請うて、この年(乾道六年)六月、直顯謨閣湖北転運副使に除せられた。李燾は辞するに当って上奏して、古を變ずることを戒めとなさんことをいった。湖北路では土地が開墾されると科斂があり、その土地の争奪が行われたため、人民はこれを開墾するのを憚らなかつた。そこで土地を広占するを許し、太祖の乾德四年(966)の詔によって開墾地を通檢せず、且つ人民が妄りに契を執つて争奪するのを受理しないこととした。李燾は湖広総領所の職をも兼ねていたため、この年の飢饉に当って、戸部大軍倉の米穀を出して人民を救済した。そこで総領呂游問がかれを弾劾したが、孝宗はただその額を上申させただけであつた。乾道八年には旧官を以つて臨安府に召されたが、左丞相虞允文が四川宣撫使となつて金を伐とうとして、李燾の反対を恐れたため、李燾はその任を改められて、直寶文閣潼川府路安撫使兼知瀘州となつた。瀘州では石門堡を修葺し、戍兵を置いて羌を扼し、茶馬司に命じて、叙州の互市で馬価の額に溢れさせないようにし、羌人も漢人も禁山の中で木を伐り舟を造ることを禁止した。淳熙元年(1174)、臨安府に召されたが、会々城中に火事があつたため、自ら劾奏した。孝宗はその罪を免じたが、提点刑獄何熙志がこの火事で以つて李燾を弾劾し、且つ長編の中で魏王(太祖の子)が屍を食するのを記しているのは、事実を誣るものであるといつた。長編のこの記事は事実を記載したものととして咎められなかつたが、火事については成都提刑李夔に命じてこれを体量させた。そこで李燾は臨安府に至り、祠を乞うてその辨を待つたが、江西転運副使に除せられ、且つ帰遣するのを許された。このとき李燾は神宗の治平四年より哲宗の元符三年に至る長編四百十七卷を投進した。

かように李燾は讒を被つたので、時事を論じないように勧めたものがあつたが、李燾は孝宗の睿度がかくの如くであるから、忠を竭くすことがこれに報いる所以であるといつてきかなかつた。遂に上奏して、近く日食や地震があつたから、夷狄(金)や小人のことを慮らなければならぬといつた。又快箴を上つて、太祖が朝を退いて快に乗じて事を決したのを悔んだ

例を引いて陳言した。かくて李燾は秘閣修撰に進んだが、火事のことには坐して秩一等を貶された。ただし何熙志も李燾の史事を議したと云って両官を削られた。李燾は江西路では一路の財賦都簿を置き、潼川府路で作った科約を行った。幾くもなくして召還されたが、江西路でこの科約を罷めないように奏請したので、孝宗は李燾がただ高論をしないで、民に便となるように務めたと云って嘉賞した。

淳熙三年正月、李燾は秘書監・権同修国史・権実録院同修撰に擢んぜられ、これより専ら史事即ち四朝国史や徽宗実録の編纂を付託された。このとき李燾は上奏して、南郊と明堂は均しく大礼であるから、交互に行うべきことをいった。後にその説が採用された。同年三月には高宗日曆一千卷を上進して、<sup>(5)</sup>権礼部尚書に除せられ、服金紫を賜った。七月には雷震して、太廟の柱の鴟尾を壊したので、李燾はただ繕治するだけでは天変を祇む所ではないとして、実を以ってこれに応えるべきであると論じた。又李燾は太祖の東郷を正さんことをいって、熙寧・元符・紹興年間の議論を条上したので、遂にこれを行した。このとき李燾は「四繫録」二十卷を上進した。この書は哲宗の紹聖年間より欽宗の靖康年間に至るまでの女真・契丹の興亡を記したものであった。孝宗はこれを覽て、自分は一日としてこの虜を忘れたことはないといった。同年九月、待講を兼ねた。そこで経筵が開かれると、李燾は仁宗朝の説書趙師民の勸講箴を録し、併せて宦官仇士良のことに及び、人君が読書して儒生の説を近けるのを欲しないことを諷刺した。時に孝宗の潜邸を改めて佑聖觀とし、璿璣殿を太一宮に創設したので、李燾はこれに反対して、密かに二千余言を上奏した。

淳熙四年春には孝宗は太学に幸し、李燾に命じて経を執らせ、特にその官を陞せた。李燾は前から科挙の改革を論じていたが、前年冬に上奏して、紹興二十七年の詔書に依って経義詩賦論策の四場を用いて、哲宗の元祐の時の如くし、仍って蘇軾の議を採って、<sup>(6)</sup>恩科(経義・詩賦の類数)を量取せんことを請うた。そしてこのとき科挙の文体を変えて実学を取り以って人材を致さんことを力請した。孝宗はこれを三省に付して、学官に下して議せしめたが、反対するものがあって採用されるに至らな

かった。この年八月、真の侍郎に任ぜられ、工部を兼ねた。徽宗実録は実録院を置くことが久しかったので、李燾は呂祖謙を推薦して、秘書郎兼檢討官とし、これを審訂して数百条を増削し、遂に「徽宗実録」を成した。時に或人が両学の従祀を升降せんことを請うた。然しながら衆議がこれに一致せず、ただ李燾の説を採用して、王安石の子王雱の像を取去った。このとき徽宗の元符三年より欽宗の靖康に至る長編が成った。そこで孝宗は李燾を称して、司馬光に愧ずるなしといった。

尋いで孝宗は詔して、李燾に太史局の天文を測驗するのを監視させた。李燾は已に礼部員外郎のとき、乾道新曆の用うべからざることをいっていたが、このときその誤差数十条を指摘した。又李燾は開寶通礼と政和五礼新儀を参酌して一書を成そうとし、礼官に下したが、これは成らなかつた。この頃李燾の子扈が秘書正字となり、尋いで国史編修、実録檢討を兼ね、校書著作郎に移つたので、父子で共に史事を典つた。しかるに李燾の次子塾が制科に応じて、閣試で黜けられたが、扈が上舎生の試を考して、制科の典故を策問したため、御史に弾劾その語が李燾にも及んだ。かくして李燾は一官を降して罷めさせられ、李燾は知常德府に任ぜられた。李燾はここで刀弩手の営田の法を改革した。<sup>(7)</sup>又常德府には茶園が多くて、茶商が相率いて来たり、茶賊もいたが、茶賊は官が捕え、茶商は禁じなかつた。淳熙六年には閑を乞うて、提挙江州太平興国宮となつた。この年秋孝宗は明堂の大礼を行い、李燾が始めてこれを建議したので、<sup>(前記)</sup>特に敷文閣待制とした。

この頃李燾の子扈と塾が相次いで死んだ。そこで孝宗は李燾に吏事を委ねて、その憂を消させるため、起して四川の知遂寧府に任じた。遂寧府では蔡挺<sup>(神宗朝の人)</sup>の涇原衛教法を用い、勤武堂を闢いて士卒を親閲し、その市中に雑居するものは、宮を葺修してこれに聚めた。淳熙七年には国史院が四朝正史志を進めた。この四朝<sup>(神宗・哲宗・欽宗)</sup>正史志は長編の記事を多く採り、その中の地理志は李燾の手に出っていたので、その官を進められた。この頃遂寧府では酒課が甚だ重かつたので、李燾は官監をやめて買撲の法を行わんことを請うたが、これはあまり行われなかつたようである。是より先孝宗は李燾に旨を降して、長編或は増損して、神宗の熙寧八年に三経義を修めた法に依って具奏させていた。そこで是に至って増損するもの四

千四百五十余条を上った。又太祖の建隆元年(960)より欽宗の靖康二年(1127)に至る九朝百六十八年の事迹を九百八十八卷に散じ、孝宗の御覽して周き難いのもよって、別に挙要六十八卷を為り、総目五卷、修撰事目十卷を作った。

このとき李燾は召されたので、臨安府に至り、淳熙十年六月、延和殿邇英閣に於いて唐の陸贄の「陸宣公奏議」の中で、今の政治に切要なもの数十事を撫って、孝宗がこれを力行するように勧めた。そのとき李燾はいつて、孝宗が即位以来二十余年の間、富強を志しながら、兵は弱く財が乏しくて、「論語」の子路篇に見えるように、民を教うる七年ならば、以って戎に即かしむべしとは異なることを述べたので、孝宗も功業のないことを慨嘆した。そこで李燾は対えて、功業は変に見れるが、人事が既に修まれば、天応が乃ち至るといったため、孝宗は李燾のような宿徳耆儒はその左右にいて、史職に任ずるようになった。かくして李燾は數文閣直学士提挙佑神觀兼侍講同修国史に進み、四朝国史の編修に従った。又上奏して、戸部は用が足りないのに、南庫(天子の私藏庫)は余りがあるから、唐の徳宗の建中年間に瓊林・大盈二庫をやめたように、これを左藏庫に帰せんことを論じた。この頃孝宗が熒惑の斗に入ったのを憂えたので、李燾はいつて、天道は遠いが、惟だその事を正しくすれば、災を弭めることができる」と述べて、漢の元鼎年間より宋の宣和年間に至る四十五事を類次して進めた。同年十一月朔には日食があったため、李燾はこれは小人が政を害し夷狄が中国を窺うの象であるといつて、古今の是月日食するもの三十四事を条上した。翌淳熙十一年春には七十歳となったので、致任を乞うたが、孝宗は優詔して許さなかった。然し同年二月病んで數文閣直学士となつて、官を辞した。間もなく遺表して、孝宗が経遠は芸祖(太祖)を師とし、用人は昭陵(仁宗)を法とするようにいつて没した。

李燾は孝友誠実で、惟だ心を経史に潜め、易学五卷・春秋学十卷を著した。<sup>(8)</sup>それ故にその出処も契静精微に本づき、その著述は古今を評論して、別に善悪を明かにし、褒貶の旨を得ていた。又その性格は「霜松雪柏の如く、嗜好なく、姫侍なく、殖産せず、平生文字の間に生死した」ともいわれている。<sup>(9)</sup>李燾は至る処で奥篇、隠帙・伝録(顔本「急就」等指す)を求めて讐校し、



陰陽卜医農の書も遺す所がなかった。家には数万巻の書を蔵積し、文章を作ること適にして理が備っていた。又四川の類試を考して、多くの名士を得て人に推薦したが、自らは四川出身の宰相虞允文や趙雄等に対しても徇う所はなかった。

その著書には前述の諸書の外、五経伝授、尚書百篇図、大伝雑説各一卷・七十二子名籍各一卷、文集(集異)五十巻(10)、奏議二

十巻、四朝史稟五十巻、通論十巻、南北攻守録三十巻、七十二侯図、陶潜新伝并詩譜各三巻、歴代宰相表二十三巻、唐宰相譜一卷、江左方鎮年表六巻、晋司馬氏本支、齊梁本支、王謝世表、五代三衙將帥年表各一卷、本朝事始二巻、建隆遺事、弁趙普別伝、科場沿革・集賢学士并賜帶典故各一卷、范・韓・文・富・歐陽・司馬・三蘇六君子年譜各一卷、及び思陵(高宗

大事記三十六巻阜陵(孝宗)大事記二巻(11)を著した。

その子には謙・厓・先・塾・岱・壁・直の七子があった。

以上のように李燾は四川の人で、若くて進士に及第し、四川・江西・湖北等の諸路の地方官吏を歴任したが、臨安府に召されて、中央にも永くいて、孝宗の信任をも受けた。この間李燾は地方の官吏としても相当な成績をあげたようで、中でも地方の財政特に税の改正乃至その負担の均衡化について努力したようである。かくして地方の社会経済の実状を広く見聞し、これに関する多くの知識を獲得した。これがその著書の中にも大いに反映しているようである。そして旁ら多くの史書を蒐集し、それらを通して多数の著書を書いた。中央にあつたときにも、国史(宋史)や実録の編修官を兼ねていて、専ら史書の編纂に従っていた。そこでよく上奏して、古より宋に至る故実を論じ、礼楽や科挙・学校・曆等の改革を請うて、その説の多くが採用された。従つて保守的な傾向が強くて、北宋の新旧両党の争に対しても、新法には反対の態度を執っていた。尤も北宋でも四川の人は多く旧法党であつたから、これもその関係から来たものであろう。

李燾の性格は孝友誠実であり、清廉潔白でもあつた。特に学問に対して強い情熱をもっていたようで、その生涯を通じて終始勉強して止まなかつた。宋代では特に四川は地方文化の中心地であり、学問が盛んであつた。従つて李燾も早くより儒

陰陽卜医の書教の經典や史書を学んでいたようであるが、後には医書、農書や陰陽・卜書に至るまで広く涉獵した。中でも歴史に対して最も興味を抱いていて、好んで史書を蒐集すると共に、多くの史書、特に北宋のものを多く著した。<sup>(12)</sup> これらの史書には李燾の広い学問的教養と宋代社会についての実際の知識とが多く取り容れられている。これらの北宋に関する著書の中では、勿論「統資治通鑑長編」が代表的なものである。かれの歴史に対する基本的態度は「古今を評論して、善悪を明かにし、褒貶の意を得た」といわれているので、「春秋」の筆法が採られていた。これは勿論宋代史学の大きな特色ではあるが、後述の如く、李燾の史書はこれに止まらないで、更に進んで可成実証的な史学の領域まで入っていたのではないかと思われる。

次に「統資治通鑑長編」の成立について述べると、前述のように李燾は紹興二十四年(1154)成都府雙流県(13)の知県になったとき、司馬光の「百官公卿表」十五卷に倣って、太祖の建隆元年より欽宗の靖康年間に至る「皇朝公卿百官表」百四十二卷を作った。李燾神道碑ではこのときに長編の著述が始まったといわれている。この書については「宋会要輯稿」崇儒五獻書の紹興二十九年七月十七日の国史院の言に、

知成都府雙流県李燾申、有皇朝公卿百官表一百十二卷、内九十卷、係私自編纂、乞下所屬給筆劄、雇工抄録、欲從朝廷下本路漕司、借本抄録赴院、以備参照。(「建炎以来繫年要卷一八三参照」)

とあるように、この書は百十二卷であって、その中九十卷は李燾の自ら編纂したものであるが、その他は司馬光の作ったものを重ねて編纂したものであったようである。国史院(三朝国史編纂の国史院)はこのとき李燾のこの書を借りて抄録し、その参考に備えた。本書が百十二卷であったことは「玉海」にも見えており、李燾神道碑に「重ねて編纂したものは僅か七分の一である」とあるので、百十二卷とした方がよさそうであるが、この点については疑問の所もあるので決定し難いようである。<sup>(14)</sup>

かように李燾は司馬光の「百官公卿表」に続いて、「皇朝公卿百官表」を著したので、更にその「資治通鑑」に続けて、統資治通鑑をも編纂しようとしたものであろう。そして初めてその太祖朝の部分ができしたのは、隆興元年(1163)知榮州の

ときであった。このことについては李燾の神道碑には記されていないが、「文獻通考」卷一 經籍考の「統通鑑長編」の条に、このとき李燾の進めた奏状が見えている。それによると、

臣嘗尽力史学、於本朝故事、尤切欣慕、每恨学士大夫各信所伝、不參諸実録・正史、紛錯難信、如建隆開寶之禪授、涪陵岐魏之遷没、景德慶曆之盟誓、曩霄諒祚之叛服、嘉祐之立子、治平之復辟、熙寧之更新、元祐之凶旧、此最大事、家自為説、臣輒發憤討論、使衆説咸會於一、敢先具建隆迄開寶十有七年、為十有七卷上進

とあつて、李燾は「統資治通鑑長編」を著した契機を述べている。即ち李燾は北宋の故事を調べようとしたが、当時士大夫が各々所伝を信じていて、実録や正史(国史)を参照せず、そのいう所は紛錯して信用し難いのを学んで恨みに思っていた。その中でも太祖が後周の恭帝の譲りを受け、太宗が太祖の後を継いだこと、涪陵(太宗)が太祖の子の岐王魏王を遷して死んだこと、真宗の景德、仁宗の慶曆中に契丹と講和して、盟約を結んだこと、西夏の曩霄即ち李元昊と李諒祚の叛服、仁宗が英宗を立てたこと、英宗のとき父濮安懿王を皇としたこと、神宗朝の新法、哲宗の初め宣仁太后高氏が旧法を復したこと等のような最大重要な事件も、皆各自がその説を為していた。そこで李燾は發憤して討論し、衆議を一に纏めようとし、まず太祖の建隆元年(960)より開寶八年(976)に至る十七年を十七卷として上進したといっている。従つて李燾は前に北宋の官制を研究して、「皇朝公卿百官表」を作ったが、これを契機として北宋の史書を調べて見ると、当時の士大夫が信じていたことは誤りが多く、かれらは北宋の歴朝の実録や正史即ち三朝(太祖・太宗・真宗)国史・兩朝(仁宗・英宗)国史・神宗国史・哲宗国史等(15)を参照しようとしなかつたので、李燾は実録や正史を参照し、北宋の正しい史書を編纂して、多くの説を統一しようとし、まづ太祖朝の事蹟を明かにして十七卷を成したものである。かようにこの書は実録や正史によって編纂されて、実証的に北宋の史実を明かにしようといふ意図した所に注意すべき点がある。

李燾の神道碑によると、その後乾道四年(1168)尚書礼部員外郎兼国史院編修官になったとき、長編が成つたので、蜀帥

汪応辰がこれを繕写して秘閣に蔵せんことを請うた。「宋会要輯稿」崇儒五獻書の乾道三年八月二十九日の条は、李燾に割付を給して、統資治通鑑の太宗以後の文字を抄録させたとあって、四川制置使汪応辰の劄子が見えている。それは次の如くである。

切見左朝散郎李燾所著統資治通鑑、自建隆迄元符、已成書、於実録・正史外、凡伝記、小説、采摭殆尽、考其異同、定其疑謬、精密切当、皆有依拠、其太祖一朝編年、已經投進、蒙付国史日曆所外、所有太宗已後文字、伏乞朝廷給劄付、本官抄録、發送秘書省校勘、蔵之秘閣、

即ちこの頃已に李燾の統資治通鑑は太祖の建隆より哲宗の元符まで成っていて、それは実録・正史の外に、凡ゆる伝記、小説等を蒐集して、その異同を考証し、その疑点や誤謬を定めて、頗る精密切当であって、皆依拠する所があった。そこで汪応辰は太祖朝の編年の部分は已に投進して、国史(四朝国史編修院)日曆所に降付しているので、太宗朝以後を抄録させて秘書省の秘閣に蔵せんことを請うたのである。(16)これによってこの頃已に長編は太祖朝より哲宗朝までできていて、それには実録・正史の外、伝記・小説類等が殆んど網羅され、その異同や疑謬が考証されていたことが判る。そして王応麟の「玉海」卷四芸文・編年の「統資治通鑑長編」の条によると、

乾道四年四月丙辰、礼部侍郎(員外郎)李燾言、臣于去年八月(会要二)十九日奉旨、從汪応辰奏、取臣所著統資治通鑑、自建隆迄元符、令有司繕写校勘、蔵之秘閣、臣尋于十四日賜対面、奉旨令早投進、又令給札、臣先次写到建隆元年至治平四年閏三月、五朝事迹、共一百八年、計一百八卷、内建隆元年至太平興国元年、太祖一朝事迹、雖曾于隆興元年具表投進、後來稍有增益、謹重録進、治平以後、文字更任整齊、節次修写、臣此書、非可便謂統資治通鑑、姑謂統資治通鑑長編、庶幾可也、其篇秩或相倍蓰、則長編之体当然、寧失於繁、猶光志云爾、今写成一百七十五冊、并目錄一冊上進、

と見えて、乾道四年四月丙辰(四日)に礼部員外郎李燾が太祖の建隆より哲宗の元符までの中、建隆元年(960)より英宗

の治平四年（1067）閏三月までの五朝の事迹共に百八年間を百八卷に成して、これを写して上進した。<sup>(17)</sup>ただしその中太祖朝の建隆元年より太平興國元年に至る事迹は、前に隆興元年に上進したものを稍々増益して、重ねて録進していた。従ってこの中の太祖朝の部分は前に上進したものより相当詳しくなつたようである。そして治平より後即ち神宗哲宗朝の部分は更に文字を整齊し、修写して上進するといひ、この書は統資治通鑑ではなくて、統資治通鑑長編というべきであつて、長編の体としてはその編秩が増して、寧ろ繁に失することがあつても差支ないと述べている。この書は百七十五冊あり、目錄一冊が附せられていた。そして「文獻通考」卷一九三経籍考や現存の「統資治通鑑長編」百八卷の卷首には、この乾道四年四月四日の礼部員外郎兼国史院編修官李燾の上表が見えている。「文獻通考」によつてこれをあげると、

臣准朝旨、取臣所著統資治通鑑、自建隆迄元符、令有司繕写投進、今先次写到建隆元年至治平四年閏三月、五朝事迹共一百八卷投進、治平以後、文字增多、容臣更加整齊、節次投進、臣窃聞司馬光之作資治通鑑也、先使其僚採摭異聞、以年月日為叢目、叢目既成、乃修長編、唐三百年范祖禹実掌之、光謂、祖禹長編、寧失於繁、無失於略、今唐紀、取祖禹之六百卷、刪為八十卷是也、臣今所纂修義例、悉用光所創立、錯綜銓次、皆有依憑、顧臣此書、詎可便謂統資治通鑑、姑謂統資治通鑑長編可也、旁采異聞、補実録正史之闕略、參求真是、破巧説僞弁之紛縛、益以昭明祖宗之豐功盛德、区区小忠或可録、所有統資治通鑑長編一百八卷、随表上進、

とあるように、この頃統資治通鑑長編の草稿は太祖の建隆元年より哲宗の元符年間までできており、このときまず太祖の建隆元年より英宗の治平四年閏三月までの五朝百八卷を投進したが、神宗の治平以後は事が多いので、更にこれに整齊を加えて投進するといつている。又「統資治通鑑長編」という書名について詳しく述べて、北宋の司馬光が「資治通鑑」を編纂したとき、まずその属僚をして異聞を蒐集させて、年月日を以つて叢目を作り、叢目が成つてから長編を修めさせた。その中唐の三百年は范祖禹が掌つて、長編六百卷を作成したが、司馬光はこの書は寧ろ繁に失することがあつても、略に失するこ

とはないといつて、その六百巻を刪つて、唐紀八十巻とした。この例によつて編年体を用いるが、これを統資治通鑑といわず、范祖禹の長編に倣つて、統資治通鑑長編と名づけるといつている。そのため異聞を多く采つて、実録や正史の闕略を補い、真実で正しい事実を参求し、巧説や偽弁の紛縛たるを破り、祖宗の豊功盛徳を昭明したとも述べている。

かように李燾は司馬光の「資治通鑑」の基礎となつた范祖禹の長編のような詳しい史書を編纂することを企図して、これを「統資治通鑑長編」と名づけ、多くの異聞を蒐集して、実録や国史の闕略を補い、真実な歴史を著そうとしたのである。即ち李燾は初めには已述のようにただ司馬光の「資治通鑑」に倣つて、実録や国史を参照し、これに続けて統資治通鑑を編修し、北宋の史実を明かにして、当時の士大夫所伝の誤謬を訂正しようとしたようであるが、是に至つて明確に統資治通鑑といわず、范祖禹の長編に倣つて、統資治通鑑長編といつて、多くの史料を蒐集して、その繁を厭わず、専らそれら史料相互の異同真偽を考証して、実録や国史の誤りまでも正そうとしたのである。かくて李燾の史学は「統資治通鑑長編」を著すことによつて、従来の「資治通鑑」のような「春秋」の筆法を採つた史学の領域から漸次抜け出して、可成実証的な史学の領域にまで進んできたようである。この傾向は後の「統資治通鑑長編」になるほど、益々顕著になってくるのである。なおこのときの李燾の表状に見えるように、司馬光が「資治通鑑」を編修したときには、まず范祖禹等をして異聞を採撫して、年月日を以つて叢目を作成させ、叢目が成つてから長編を修めさせた。李燾もこれに倣つて長編を編修したようである。南宋末の人周密の「癸辛雜識後集」の修史法によると、李獻可（号は雙溪）の言として、

昔李仁甫為長編、作木厨十枚、每厨作抽替匣二十枚、每替以甲子誌之、凡本年之事、有所聞、必歸此匣、分月日先後、次第之、井然有条、真可為法也

といわれている。即ち李燾が長編を編纂したときには、木厨（櫃）十箇を造り、櫃毎に抽替匣（引出す箱）二十段を作つて、抽替匣毎にその年の干支を誌しておいて、それに当る年のことを聞くと、その匣の中に入れ、更に月・日の先後を分つて順序

を附していたようである。かようにして李燾は史料を年・月・日に井然と分け、これに基づいて長編を編纂した。

「宋会要輯稿」崇儒五獻書によると、この年(乾道四年)五月一日、孝宗は李燾の「統資治通鑑長編」百八卷の纂述の功を賞して、両官を進めた。同獻書の乾道六年三月二日には詔して、「統資治通鑑長編」百七十六冊と「資治通鑑」一部を秘書省に降付し、通鑑の紙様及び字様の大小に依って、「統資治通鑑長編」一部を繕写させ、仍って通鑑に依り李燾の銜位を卷首に書写して進納させた。そこで現存する諸種の「統資治通鑑長編」百八卷を見ると、卷首には乾道四年四月四日の左朝散郎尚書礼部員外郎兼国史院編修官李燾の前述の上表が載せられている。これらの現存本百八卷は太祖の建隆元年より英宗の治平四年閏三月までの五朝百八年を一年一卷として編纂されており、その中特に一年の事項の多いものは、更にこれをいくつかの卷(子卷と)に分けている。即ち太祖朝は一年一卷として十七卷ある。然し太宗朝は第十七卷の半ばより始まって、第三十八之二で終わっていて、その中特に淳化五年(994)は第三十五之一・二、至道元年(995)も第三十六之一・二、同二年も第三十七之一・二、同三年も第三十八之一・二になっているので、卷数は二十二卷であるが、実際には二十六卷に分けられている。真宗朝も第三十九卷より始まって、第六十三之二で終わっていて、卷数は二十五卷であるが、一卷で一・二に分けられているものが多いので、実際には四十五卷となっている。<sup>(19)</sup>仁宗朝も第六十四卷より始まって、第一百四四之二で終り、卷数は四十一卷であるが、一卷が一・二或は三・四・五等にまでも分けられているので、実際には七十八卷となっている。例えば、寶元二年(1039)は第八十一之一・二・三まであり、慶曆元年(1041)は第八十二之一・二・三・四、同二年は第八十三之一・二・三・四、同三年も第八十四之一・二・三・四、同四年は第八十五之一・二・三・四・五に分けられ、至和二年(1055)も第九十六之一・二・三となっており、その外一卷で一と二に分けられているものは頗る多いのである。<sup>(20)</sup>英宗は第百五之一より始まって第百八之一で終わっていて、卷数は四卷であるが、各巻が一・二乃至三・四に分けられているので、実際には十卷となっている。そこでこれら五朝の卷数を表示すると共に、現行本の卷数をも併せて掲げると、次のようになっている。

	卷数	実際の巻数	現行本巻数
太祖	一七(一七)	一七(一七)	一七(一七)
太宗	三三(一七―三八)	二六(一七―二二)	二六一(七―四二)
眞宗	二五(三九―六三)	四五(三九―六三)	五七(四三―九九)
仁宗	四一(六四―一〇四)	七八(六四―一〇四)	一〇〇(一〇〇―一九九)
英宗	四一(一〇五―一〇八)	一〇(一〇五―一〇八)	一〇(二〇〇―二〇九)
計	一〇九(一〇八)	一七六(一七五)	二一〇(二〇九)

これによると、乾道四年四月に成った「統資治通鑑長編」百八巻は実際には百七十五巻あったから、これに目録一巻を加えると、百七十六巻になっていた。そこでこのとき李燾が百七十五冊と目録一冊を上進して、秘書省に降付されたものは、一巻を一冊に写したものであった。これに対して現行本はこれと内容が変わらないで、二百九巻となっているので、この巻数は便宜上かように分けたのであって、原本の巻数によつたものではなさそうである。なおこの「統資治通鑑長編」百八巻の主要な条項を取り出したものに、「統資治通鑑長編撮要」が残っている。(後述参照)

以上のようにして「統資治通鑑長編」百八巻ができた翌乾道五年(1169)十二月には、そのとき秘書少監であった李燾が上奏して、前にできた徽宗実録百五十巻は疎略であつて誤謬もあるので、これを刊定せんことを請うた。因つて言つて、

臣方修進治平後長編、若就加討論、他時可助正史、



とあるように、神宗の治平以後の長編を修進するに方って、徽宗実録を編纂して討論を加えておけば、将来四朝正史の編修を助けることができるといった。そこで翌六年四月孝宗は復た実録院を開かせて、李燾を検討官に任じ、徽宗実録を重修させた。<sup>(21)</sup>これより李燾は徽宗実録をも纂修することとなった。そこで「統資治通鑑長編」でも已に草稿の成っていた神宗哲宗兩朝に続いて、徽宗欽宗兩朝の事迹をも編修したようである。「文獻通考」<sup>(卷一)</sup>九三「経籍考」によると、淳熙元年(一一七二)知瀘州李燾が上言して、

臣先次投進統資治通鑑長編、自建隆迄治平、今欲纂修治平以後至中興以前六十年事迹、庶幾一祖八宗之豐功盛德、粲然具存、無所闕遺、顧此六十年事、於実録正史外、頗多所增益、首尾略究端緒、合為長編、凡六十年、年為一卷、以字之繁略、又均分之、總為二百八十卷、然熙豐祐聖符靖崇觀和康之大廢置、大征伐、関天下之大利害者、其事迹比治平以前特異、寧失之於繁、無失之略、必須審明稱制臨決、如兩漢宣章故事、無使各自為說、乃可伝信無窮、

といひ、このとき李燾は治平四年(1067)より靖康二年(1127)に至る六十年間の事迹を纂輯し、実録や正史の外に頗る多く増益して、一年を一巻とし、更に文字の繁略によって均分して、總べて二百八十巻としたようである。そしてこの時代には治平以前と異って、天下の大利害に関するものが多いので、略よりも繁によって編修し、各自が説をなさないようにして、信を無窮に伝えるべきであるともいっている。従つてこの頃李燾は已に成っていた神宗の治平より哲宗の元符に至る部分に、更に徽宗の建中靖国より欽宗の靖康に至る部分を添加して、六十年間の事迹を一年一巻として六十巻とし、更にこれをつけて總べて二百八十巻即ち一年一巻を四乃至五の子巻に分つて編修していた。かくして神宗朝より徽宗朝に至る敘述はそれ以前のものと比較して、頗る詳細なものとなつて、実録や正史以外にも多くの記事が増益されていたようである。

然るに李燾の神道碑によると、この年江西転運副使となつた李燾は治平四年より元符三年(1100)に至る長編四百十七巻を投進した。<sup>(22)</sup>このことは「玉海」卷四七芸文、編年の「統資治通鑑長編」の条にも、陳騏等の「中興館閣書目」を引いて、

淳熙二年二月二十二日、進神哲三百四十冊、

といわれており、淳熙二年二月二十二日李燾は神宗哲宗即ち治平四年より元符三年までの長編三百四十冊を進めた。これは李燾神道碑に見える長編四百十七巻を指すものである。更に李燾神道碑によると、淳熙四年八月、礼部侍郎李燾は徽宗実録を上進し、又徽宗の元符より欽宗の靖康に至る長編を編修した。陳騏等の「中興館閣録」(三卷) 修纂上によると、この年三月李燾は徽宗皇帝実録二百巻考異二十五巻目錄二十五巻を上進したようである。(23)そして元符より靖康に至る長編については、前述の「玉海」(七卷四) 芸文の「統資治通鑑長編」の条に引かれた「中興館閣書目」には、

淳熙四年七月五日、進徽欽三百二十冊、

と見えていて、このとき李燾は徽宗欽宗の長編三百二十冊を上進したようである。この巻数については明かでないが、周必大の「周益国文忠公文集」の玉堂類稿卷六淳熙四年八月四日の朝議大夫権尚書吏部侍郎兼同修国史兼待講兼権工部侍郎李(燾) 辞免礼部侍郎によると、

策名委質、今四十年潜心史学、景行先正、凡列聖之功德、一代之制度、忠邪之議論、夷狄之叛服、表年提要、総為巨編自建隆迄靖康成書、殆且千巻、使朕覽觀乎家法、……

とあって、淳熙四年八月、李燾が礼部侍郎を辞そうとしたとき、長編は已に建隆より靖康まで成っていて、殆んど一千巻あったようである。そこでこの一千巻より已述の建隆より治平までの百七十五巻と治平より元符三年までの四百十七巻の合計五百九十二巻を引くと、四百八巻になるが、実際には三百七十八巻が徽宗欽宗兩朝の長編であったであろう。従って淳熙四年七月には李燾は徽宗欽宗の長編三百七十八巻、冊数にして三百二十冊を上進したものである。

又李燾神道碑によると、前述のように淳熙七年李燾が知遂寧府のとき、「四朝国史」即ち神宗哲宗徽宗欽宗の国史志が成った。宰執はこの四朝国史志が多く李燾の長編より採り、その中地理志はその手に成っていたので、李燾の官を進めるよう

に請うたため、李燾はその官を進められた。このことは周必大の「周益国文忠公文集」奏議卷一「淳熙八年二月の同趙相(温)王枢(淮)因四朝国史志成書乞与李燾推恩にも、

……臣等伏見大中大夫充敷文閣待制新知遂寧府李燾、博考旧聞、網羅逸事、修成統資治通鑑長編一千卷、其自熙寧至靖康六十年中、朝廷之所施設、群臣之所議論、推原審訂、登載甚詳、今之史志、摭取実多、又其間地理一志、全出燾手、と見えて、この頃已に「統資治通鑑長編」一千卷が成っており、それは旧聞や逸事を網羅し、特にその中の熙寧より靖康に至る四朝六十年間の敘述は、朝廷の施設や群臣の議論を考証して、その詳細を載せているため、四朝国史志も多くこれを採り容れており、殊にその地理志は李燾の編纂したものであることを明かにしている。これは「玉海」卷四六「芸文正史の淳熙修四朝史にも、

淳熙五年四月、礼部侍郎同修史李燾言、今修四朝正史、開院已十七年、乞降睿旨、責以近限、庶幾大典早獲修具、詔限一年、至七年十二月十二日、国史院上四朝正史志一百八十卷、地理一志、全出李燾之手、余多采乎統通鑑、

とあって、淳熙五年四月、李燾は四朝正史が紹興二十八年(1158)国史院を開いてより已に十七年になるので、(24)期限を定めて早く編纂させんことを請うた。そこで孝宗は詔して一年を限ったため、淳熙七年十二月十二日、国史院はその中の諸志一百八十卷を上進した。その中の地理志は李燾の手に成ったが、その他の諸志も多く李燾の「統資治通鑑長編」より采ったといわれている。更に洪邁の「容齋三筆」卷一三「四朝史志に、

四朝国史本紀、皆邁為編修官日所作、至於淳熙乙巳丙午、又作列伝百三十五卷、惟志二百卷、多出李燾之手、其彙次整理、殊為有功、然亦時有失点檢処、蓋文書広博、於理固然、職官志云、使相以待勲賢・故老及宰相久次罷政者、惟趙普得之、……

とあるように、「四朝国史」の本紀は洪邁が国史編修官であったとき作り、李燾死後の淳熙乙巳(十二)年、丙午(十三)年には洪

邁は、「四朝国史」の列伝百三十五卷を作ったが、「四朝国史」の志二百卷(百八十卷)は多く李燾の手に出たといわれている。そして洪邁はその職官志の中の使相の項を引いて、李燾がその敘述を誤っていることを指摘した。従って「四朝国史」の諸志は地理志だけでなく、職官志も多くその手に成っていたことが判るが、その他の諸志も多く李燾の手になるか、或はその「統資治通鑑長編」より史料を多く取り容れていた。<sup>(25)</sup>これは前に李燾が徽宗実録を重修せんことを請うたとき、治平以後の長編を編纂するに当って、よくこれを討論しておけば、将来四朝正史の編修を助けることができるといったのが事実となつて表われたことを示すものである。即ち「四朝国史」の諸志の編纂は李燾の「統資治通鑑長編」に負う所が頗る大であつたようで、このことは現存の「宋史」が「四朝国史」等から編纂された事実と併せ考えると、「宋史」の諸志の中の四朝の部分が多く李燾の「統資治通鑑長編」に負うていることを表わすものである。この事實は「宋史」の諸志の中四朝特に神宗哲宗の部分が多く「統資治通鑑長編」の記事と一致することからも証明される。かように李燾の「統資治通鑑長編」は現存の「宋史」の諸志の成立に対しても、重要な関聯をもつていたようである。

又李燾の神道碑によると、已述のように李燾は知遂寧府のとき、太祖建隆元年より欽宗靖康二年に至る百六十八年の事迹を九百八十卷に成し、その要領を記した挙要六十八卷、総目五卷、修撰事目十卷、即ち「統資治通鑑長編」全書を作った。「文献通考」の経籍考には淳熙九年の李燾の上奏が見えており、それは次のようなものであった。

臣累次進所為統資治通鑑長編、今重別写進共九百八十卷、計六百四冊、其修撰事、総為目一十卷、又縁一百六十八年之事、分散為九百八十卷之間、文字繁多、本末頗難立見、略存梗概、庶易檢尋、今創為建隆至靖康挙要六十八卷、并卷総目共五卷、已上四種、通計一千六十三卷、六百八十七冊投進者、記一祖八宗之盛徳至善義、寧止於百篇、聚九朝三世之各見殊聞、事或伝於兩説、惟折諸聖、廼得其真、臣網羅收拾、垂四十年、綴葺穿聯、踰一千卷、牴牾何敢自保、精力幾尽此書、非仰託大君之品題、懼難逃乎衆人之指目、漢孝宣稱制、決疑故事、最高於甘露、我神考賜名冠序、治鑑莫毀於

元符、豫席恩言、比迹先正、臣死且不朽、

これによると、このとき李燾は長編九百八十巻で六百四冊、修撰事目十巻、その要領を纏めた挙要六十八巻、総目五巻、合計一千六十三巻、六百八十七冊を投進することとした。これらによって、太祖以下九朝の事迹を網羅し、その中で各自異つた見聞や兩説に伝えられている場合には、これを分析して真実を得ることにし、四十年を費して幾んどその精力をこれに費したといっている。更に李燾は司馬光の「資治通鑑」には神宗が名を賜い序を書いたため、哲宗の元符年間にも通鑑は毀されなかつたので、この例によって孝宗がこの書にも名を賜わらんことを請うた。そこで孝宗はこの書に「統資治通鑑長編」の七字を賜つた。<sup>(26)</sup>この李燾の序文によって「統資治通鑑長編」が北宋の史実を網羅し、その中でも神宗朝以後のように新旧兩党に見解の分かれた場合には、兩説をあげてその真実を伝えようと努めていたことが窺われる。即ちここにも李燾の史学が可成実証的なものであったことが表われている。なおこの書は淳熙十年三月六日に上進されたようで、「玉海」<sup>卷四</sup>芸文・編年の「統資治通鑑長編」には、

淳熙十年三月六日、燾為遂寧守、始上全書、

会要云六百八十七冊、十年修撰上之、

自建隆至靖康、凡九百八十巻、書目一百六十八巻、自建隆訖靖康、

挙要六十八巻、上甚重之、以其書藏秘府、

と見えて、<sup>(27)</sup>この日知遂寧府李燾は始めて「統資治通鑑長編」の全書を上り、孝宗はこの書を重んじて、秘書省に蔵せしめた。これは建隆より靖康に至る九百八十巻と挙要六十八巻であり、宋会要には六百八十七冊といわれたが、書目即ち陳騏等の「中興館閣書目」には百六十八巻と記されていたようである。

かように淳熙十年三月李燾が投進した「統資治通鑑長編」は九百八十巻であったが、「中興館閣書目」のように百六十八巻と記載したものもあつた。更に李心伝の「建炎以来朝野雜記」甲集<sup>卷四</sup>制作の「統資治通鑑長編」の条にも九百八十巻とあるが、「宋史」<sup>卷二</sup>芸文志・編年には、

李燾、統資治通鑑長編、一百六十八卷、

と記され、陳振孫の「直齋書錄解題」四卷編年類にも、

統資治通鑑長編、一百六十八卷、礼部侍郎眉山李燾仁父撰、……其卷数雖如此、而冊数至余三百、蓋逐卷又自分子卷、或至十余、

と見えるように、「統資治通鑑長編」は礼部侍郎李燾の撰で百六十八卷とある。ただし冊数は三百余冊であって、各巻が更に子巻に分かれ、多いものは十余に至るといわれている。又「文獻通考」経籍考の「統資治通鑑長編」の条には、

先公(馬廷鸞)曰、李文定(簡)公、纂本朝長編、自紹興隆興乾道淳熙節次上進、收拾旧事、垂四十年、是長編一百六十八年之書、以四十年而成、

とあって、長編は北宋百六十八年の事迹を四十年にして完成したといわれている。従って長編百六十八巻というのは、太祖の建隆元年より欽宗の靖康二年四月に至る百六十八年を一年一巻としたものである。これは已述のように乾道四年の「統資治通鑑長編」百八巻が太祖の建隆元年より英宗の治平四年まで百八年を百八巻に編修していたことから容易に判ることである。然しながらこれらの「統資治通鑑長編」九百八十巻と百六十八巻本とが全然同じものかどうかはよく判らない。殊に「直齋書錄解題」には百六十八巻・礼部侍郎李燾撰とあって、冊数が三百余冊と記されており、もし九百八十巻本であるならば、知遂寧府李燾撰とあるのが当然であり、冊数も六百四冊とあるべきであるのに、三百余冊と記されているので、陳振孫の見たものは九百八十巻本ではなかったのではないかと考えられる。尤も陳振孫は「百六十八巻であるが、一巻は子巻に分かれ、多いものは十余に至る」といっているので、前述の乾道四年の百八巻本が実際には百七十五巻あったように、百六十八巻本も実際には九百八十巻あったかも知れない。それにしても冊数が三百余であって、六百四冊の半分である点が疑問として残るようである。

更にこの「統資治通鑑長編」九百八十卷が太祖以下欽宗に至る九朝の事迹を各朝どれだけの巻数に分って編修していたかが問題になるが、この本が現存していないので、勿論正確なことはよく判らない。然し南宋末理宗の淳祐年(1241~52)間の人趙希弁の「昭徳先生郡齋讀書志」五卷附志の編年類によると、

統資治通鑑長編、九百四十六卷、巽巖先生李文簡公燾仁父所修也、太祖至英宗一百七十五卷、神宗朝二百二十八卷、哲宗朝二百二十卷、徽宗朝三百二十三卷、其書倣司馬氏通鑑踵為之、……希弁所藏蜀本、視書坊所刊者為詳、

とあって、趙希弁の所藏した蜀本の「統資治通鑑長編」は九百四十六卷あり、太祖より英宗に至るまでが百七十五卷、神宗朝が二百二十八卷、哲宗朝が二百二十卷、徽宗朝が三百二十三卷、合計九百四十六卷であった。これは欽宗朝が欠けているので、欽宗朝を三十四卷とすると、<sup>(28)</sup>九朝を合計して九百八十卷となる。この中太祖より英宗に至る百七十五卷は已述のように現存する乾道四年の百八卷本が実際には百七十五卷あるので、これと同じものであると思われる。神宗朝二百二十八卷、哲宗朝二百二十卷、合計四百四十八卷は、已述の淳熙二年二月に上進された神宗哲宗の長編四百十七卷より多少増加しているようである。現行本「統資治通鑑長編」五百二十卷では、神宗朝百五十四卷<sup>(二二〇―三六三)</sup>、哲宗朝百五十七卷<sup>(三六四―五二〇)</sup>合計三百一十一卷となっているが、この中神宗朝では治平四年四月より熙寧三年三月までの三年間、哲宗朝では元祐八年七月より紹聖四年三月までの三年半ばかりが欠けている。そこでこれら二つの本を比較することは困難であるが、仮りに現行本によって神宗朝の一年を平均十一二卷、哲宗朝の一年を十五六卷とすると、現行本で欠けた年数は九十乃至百卷にはなるであろうから、現行本で計算すると、神宗哲宗の兩朝は四百十卷にはなるであろう。この数は九百十八卷本の中の神宗哲宗兩朝の四百四十八卷と相当巻数に隔りがあるようであるが、恐らく実際には兩者の記事内容にはそれほど大きな相違はなかったのではないかと思われる。又この九百八十卷本の中の徽宗朝三百二十三卷欽宗朝三十四卷合計三百五十七卷が、淳熙四年七月上進された徽宗欽宗兩朝の長編三百七十八卷と、どんな関係にあったかもよく判らないが、已述の周必大の玉堂類稿の記事か

ら見ると、やはり両者の間には大きな相違がなかったように考えられる。なお現行の五百二十巻ではこの部分は全く欠けているので、「統資治通鑑長編」九百八十巻のこの部分の原本に近づくことは、後述の楊仲良「統通鑑長編紀事本末」による以外には殆んどなさそうである。

以上のように李燾の「統資治通鑑長編」は四十年を費して、幾度か編纂し直されて、遂に九百八十巻の全書を完成した。従ってこの九百八十巻本は最も詳細なものであり、完全なものであった。然るに南宋ではこればかりが通行していたわけではなかった。このことについて彭龜年の「止堂集」一巻光宗紹熙二年(1191)十月の繳進宣取統資治通鑑長編奏には、

統資治通鑑長編一部、計一百五十四冊、用黃帕三幅封進外、臣照對此書元有兩本、一本知瀘州日投進、其書頗有未備去処、燾知遂寧府日、遂別刪修一本投進、比瀘州之本最為詳密、燾又有一本、書名長編挙要、撮其凡目、尤可參攷、緣本監所錄止是瀘州本、其遂寧府所進本及挙要、現藏秘書監、欲望聖慈一并宣取、庶幾可備乙夜之覽、謹錄奏聞、伏候敕旨

とあってこのとき彭龜年は「統資治通鑑長編」一部、計百五十四冊(百八巻本か)を投進したが、この頃「統資治通鑑長編」(神宗より欽宗に至る長編を指す)には二本即ち二種あり、その一つは李燾が淳熙元年知瀘州のときに投進した本であり、他の一つは淳熙十年知遂寧府のときに進めた本及び挙要であった。この中、知瀘州のときの本は頗る備わらない処が多く、これに比べて知遂寧府のときの本は詳細であり、しかも長編挙要もできていた。然し知遂寧府のときの本及び挙要は秘書監に蔵せられているだけであったので、彭龜年はこれを抄録して国子監にも蔵せんことを請うたのである。この上奏に見える知瀘州のとき投進した本は、已述のように神宗哲宗徽宗欽宗の四朝が二百八十巻あるものであり、知遂寧府のとき投進した本は勿論九百八十巻のもので、神宗・哲宗・徽宗・哲宗の四朝が八百五巻ある外、挙要六十八巻も併せて進められたものである。従ってこの頃には神宗より欽宗に至る四朝が二百八十巻あるものも通行していたようである。このことは前掲の南宋末の人趙希弁の「郡齋讀書附志」の中にも、「希弁所蔵の蜀本は書坊所刊のものより詳となす」といわれていて、趙希弁所蔵の蜀本は九百八十



卷本の中の太祖より徽宗に至る部分であり、その書坊所刊本は恐らく太祖より英宗に至る五朝百七十五巻と神宗より欽宗に至る四朝二百八十巻のものを指したのであろう。

なお李燾は淳熙十年三月、「統資治通鑑長編」を上進してより後、臨安府に召されて、同年六月「四朝国史」の編纂を命ぜられた。そこで李燾は「四朝国史」の列伝を編修したようであるが、翌十一年二月、病んでこれを辞し、間もなく没した。「四朝国史」列伝は李燾の没後、洪邁がこれを継いで編纂し、同十三年十一月、列伝百三十五巻・目錄二巻を上った。これについて李心伝の「建炎以来朝野雜記」甲集卷四制作・四朝正史には、

淳熙中趙衛公温為相、史志（四朝正史志）告成、……久之列伝猶未就緒、上遂召仁父卒成之、書垂成而仁父卒、乃自婺州召景盧（洪邁）、入領内祠、專典史事、又踰歲而始成書焉、凡列伝八百七十、総一百三十五巻、

と見え、李燾は「四朝国史」列伝をも殆んど成したが死んだので、洪邁がこれに代って、列伝八百七十、百三十五巻を完成した。<sup>(29)</sup>従って李燾は「四朝国史」の志ばかりでなく、列伝の編纂にも相当功績があったようである。この「四朝国史」列伝も現存の「宋史」列傳中の四朝のもの基礎史料となったことはいうまでもない所である。

かように李燾はその一生を通じて、史書特に北宋の史書の編纂に力を尽くして、後世に大きな影響を与えたが、その中で「統資治通鑑長編」に対する当時の批判について述べると、陳傳良の「止齋文集」卷四嘉邸進読芸祖（太祖）通鑑節略序には、

本朝国書、有日曆、有実録、有正史、有会要、有勅令、有御集、又有百司專行指揮・典故之類、三朝以上又有寶訓、而百家小説松史与士大夫行状誌銘之類、不可勝紀、自李燾作統通鑑、起建隆元年尽靖康元年、而一代之書、萃見於此、可謂備矣、

と見えて、「統資治通鑑長編」には日曆・実録・正史・会要・勅令・御集・百司專行指揮・典故の類、三朝（太祖・太宗・真宗）の寶訓、百家の小説、松史、士大夫の行状・誌銘の類がみな参考にされていて、建隆元年より靖康元年に至る北宋一代の資料が備

っているということができるといわれている。更に葉適の「水心先生文集」卷一 巽巖集序には、

李氏統通鑑、春秋之後纔有此書、……及公拋交復之會、乘歲月之存、断自本朝、凡実録正史官文書、無不是正就一律也、

而又家録野記、旁互參審、毫髮不使遁逸、邪正心迹、隨卷較然、夫孔子之所以正時月日、必取于春秋者近、而其書具也

：故余謂春秋之後、纔有此書、信之所聚也、雖然公終不敢自成書、第使至約出于至詳、至簡成于至繁、以待後人而已、

と見えて、「統資治通鑑長編」は「春秋」より後始めてこの書ありと激賞されている。そして李燾は実録・正史・官文書を是正して一律に就かしめ、家録・野記等もみな参考にしている。邪正の心迹がこの書を読むに随つて較然としているといひ、しかも李燾は統資治通鑑という簡約な書を作らず、長編という詳繁な書を作つて、後人が統資治通鑑を作るのを待っているとも述べられている。かように李燾はこの書で実録・正史・官文書の外、当時の家録・野記をみな使用していたが、これについては多少の批判もあつたようである。即ち周必大の「周益国文忠公文集」の省齋文稿卷一 淳熙戊申(十五年) 八月の題范太史家所藏帖二則には、

眉山李仁甫謂、近則事詳、遠則事略、不当以繁省論文、其言善矣、故統通鑑長編、多採近世士大夫所著、如曾子宣日記之偏、王定国甲申録之妄、咸有取焉、

とあつて、李燾は年代の近いものは事を詳かにするが、遠いものは事を略にするといつて、統通鑑長編では近世の士大夫の著書を多く採用しているが、曾子宣(曾布)の日記即ち「紹聖甲戌日録」や「元符庚辰日録」の偏、王定国(王鞏)の「甲申録」(31)の妄を取っているのは宜しくないと評されている。かように「統資治通鑑長編」は多くの史書を蒐集して、北宋の史実を明かにし、これを読むに随つて、正邪善悪の跡を較然たらしめたので、当時頗る評判がよかつたようであるが、李燾が遠きこととは略し、近きことは詳かにするといつて、神宗朝以後の事迹を特に詳述して、家録や野史を広く採用したので、その取捨について多少の批判があつたようである。然しこの点は新旧両党の争とも絡み合つているので、人によって多少見解の相違

を来たす所であったようである。

又南宋では「統資治通鑑長編」を基礎として色々な書ができたが、その中で最も注意すべきものは、勿論楊仲良の「統資治通鑑長編紀事本末」百五十巻である。これは「玉海」<sup>卷四</sup>七芸文・編年の「統資治通鑑長編」の中に見えるだけである。現本の理宗寶祐五年（1257）丁巳十月の歐陽守道の序文によると、寶祐元年に知吉州謝侯がこの楊仲良の「皇宋紀事本末」の家蔵本をもってきて、吉州で刻したので、歐陽守道は貢士徐琥に命じて転刻させ、蜀刻本とも校正したようである。従って現存の楊仲良の「統資治通鑑長編紀事本末」（景定刊本）はこれより通行するに至った。この書は現行本「統資治通鑑長編」の欠けた部分、主として徽宗欽宗兩朝の事迹を補うものとして重要な意義をもっている。又前掲の陳傅良の「止齋文集」<sup>卷四</sup>嘉邸進読芸祖通鑑節略序に見える芸祖通鑑長編節略も、寧宗の慶元の初め（1195・96）にこの「統資治通鑑長編」の太祖朝の部分よりその要領を撮って編纂されたものであった。「宋史」芸文志や陳振孫の「直齋書錄解題」には、この書は陳傅良撰「建隆編」又は「開基事要」一卷として見えている。<sup>(32)</sup>更に李燾撰「統資治通鑑長編撮要」なる書が現存しており、その刊本は太宗・端拱二年（989）正月より英宗・治平二年（1065）七月までであるが、その間に欠けた処が多く、八十八巻しか残存していない。<sup>(33)</sup>この書は太祖の建隆元年より英宗の治平四年に至る百八巻本（<sup>實際巻数</sup>百七十五巻）より主要な要項を抜萃したものであるが、百八巻本の参考になる所が多く含まれている。又前掲の趙希弁「郡齋讀書附志」の「統資治通鑑長編」の条には、

希弁嘗為統資治通鑑長編補注一書、以補詔勅奏篇等闕云、

と見えて、趙希弁は「統資治通鑑長編補注」を著して、長編に記載してない詔勅奏篇等を補ったようである。その他魏了翁の「鶴山先生大全集」<sup>卷八</sup>三知巴州郭君<sup>誼</sup>墓誌銘によると、郭叔誼は寧宗の頃の人で、瀘州通判にもなっていて、「統通鑑長編增添綱目」二十巻を著した。これも李燾の「統資治通鑑長編」によって綱目を作ったものであろう。<sup>(34)</sup>なお李燾の「統資

治通鑑長編挙要」は現存していないが、李燾の子亶の「皇宋十朝綱要」二十五巻は多くこれによつたようである。

終りに「統資治通鑑長編」は南末末には前述の趙希弁の「郡齋讀書附志」にも見えるように、欽宗朝が一般に欠けてきていたようである。元代になると、袁修の「清容居士集」卷四一 修遼金宋史搜訪遺書条列事状の中にも、「宋史」編纂のため

李燾の「趙普別傳」を始めとして多くの遺書を求めた中に、

宋世九朝、莫詳長編、而可資証援参考、復別有書、今院中長編不備、諸書並欠、

とあつて、北宋の九朝の歴史は長編より詳しいものはなく、参考になるが、国史院には長編が備わっていないといわれ、「統資治通鑑長編」、「長編紀事本末」、「建隆篇」等が求められた。従つて元代には「統資治長鑑長編」が漸次散佚していったようである、そこで明初になつて「永樂大典」が編纂されたときにも、太祖より英宗までの五朝は宋の韻の中に入れられたが、神宗哲宗朝は熙寧紹聖の間に七年ばかり散佚した処ができ、徽宗・欽宗の兩朝に至つては全欠していたため、これに入れられなかつたようである。

以上述べてきた所を要約すると、李燾は当時文化の一つの中心地をなしていた四川の人で、早くより経書や医・農・陰陽等の雑学の研究と史書の編修に従つていた。その人となりは誠実で清廉潔白であつて、学問の研究に努力して止まない人であつたようである。その代表作である「統資治通鑑長編」の編纂は、李燾が紹興二十四年成都府雙流県の知県となつて、司馬光の「百官公卿表」に續けて、「皇朝公卿百官表」を著してより始まつたようである。李燾は地方官としても、成都府・潼川府・湖北路の諸州県の守令や四川・江西・湖北等の路の制置幹弁公事、転運判官、副使等を歴任して、その成績を挙げた。殊にこれらの地方の財政乃至税制の改革に力を尽くした。これによつて宋代社会の実状に対する知見を拡めた。又中央の官吏としては、主に史書の編纂に従つていたが、典故によく通じていたため、礼・樂・科挙・学校・曆等の諸制度の改革にも貢献した。かれの「統資治通鑑長編」はかような知識や経験を基礎として編纂されたものである。

「統資治通鑑長編」は元來司馬光の「資治通鑑」に倣って、北宋一代の事迹を明かにしようとしたものであって、その初めにはただ「資治通鑑」に続く統資治通鑑を編纂しようと思つていたようである。然るに乾道四年四月太祖より英宗に至る五朝の事迹百八卷を上進した頃より、統資治通鑑よりも「統資治通鑑長編」を編修しようと考えたようである。長編と名付けたのは、司馬光の「資治通鑑」に対して、范祖禹が唐の基礎史料を蒐集して、長編六百卷を編修し、司馬光がこれを刪つて唐紀八十卷としたように、統資治通鑑を作るための基礎史料を蒐集して、これを編纂したものであるという意味であつた。このため李燾は実録や正史（国史）・官文書ばかりでなく、広く家録や野史類を蒐集して、その異同を考証し、その真実を明かにしようとした。従つて李燾は「統資治通鑑長編」を編纂することによつて、司馬光の「資治通鑑」のように「春秋」の手法に倣つて、史実の毀誉褒貶を明かにする史学から、更に一步進んで可成実証的な史学の領域に踏入つたようである。なおこの長編百八卷本は現存してゐて、それは一年を一巻として、事項の多い年には更にこれをいくつかの子巻に分けており、實際の卷数は百七十五巻となつてゐる。

李燾は乾道五年より徽宗実録の重修にも従つた。そのため長編の徽宗朝の部分も早くできたようである。淳熙元年知瀘州のときに、李燾は神宗より欽宗までの長編二百八十巻を成して上進した。又長編は益々補修されたようである。淳熙二年には神宗・哲宗朝の部分四百十七巻・三百四十冊を進め、同四年には徽宗・欽宗朝の部分三百七十八巻・三百二十冊を上進した。かくして神宗より欽宗までの長編はそれ以前に比較してよほど詳細になつた。淳熙四年には徽宗実録をも編纂して上つた。同七年知遂寧府のときには、李燾が永い間編纂に従つていた「四朝国史」志が成つた。この諸志は「統資治通鑑長編」より多く史料を採つており、殊に地理志・職官志等は多く李燾の手になつてゐた。李燾はその後淳熙十年にも「四朝国史」の列伝を編修したが、これは編修し畢らずして死し、洪邁がその後を継いでこれを完成した。この「四朝国史」は現存の「宋史」の基礎史料ともなつてゐるから、李燾とその「統資治通鑑長編」は「宋史」の編纂にも寄与する所が多かつたわけである。

淳熙十年三月、知遂寧府のとき、李燾は統資治通鑑長編全書即ち「統資治通鑑長編」九百八十卷、挙要六十八卷、総目五卷・修撰事目十卷、合計千六十三卷・六百八十七冊を上進した。これは従来上進したものに多少手を加えて編纂したもので、これで北宋一代の事迹を網羅しており、李燾はここに至るまで四十年を費して、「この書に幾んど精力を尽くした」ともいっている。この書の内容は太祖より英宗までが百七十五卷、神宗朝二百二十八卷、哲宗朝二百二十卷、徽宗朝三百二十三卷・欽宗朝三十四卷であった。従ってこれでは神宗朝以後の事迹が頗る詳しく、「事の両説に伝えられたものはこれを折した」といわれている。南宋ではこの九百八十卷本と知濼州のときの四朝二百八十卷本とが通行していたようである。この書に対して、当時の評判は頗るよかつたようで、北宋一代の史料を網羅しているとか、「春秋」以後纔かにこの書があるとかいわれていたが、ただ神宗朝以後の部分に多くの家録や野史が採用されたため、これに対して多少の批判があつたようである。免に角この書は従来の「春秋」に倣つて史実に毀誉褒貶を加える史学より、更に一歩進んで可成実証的な史学の領域にまで入つたものであつて、この点に於いて注目すべきものである。

南宋ではこの書に基づいて色々な書が作られた。即ち楊仲良の「統資治通鑑長編紀事本末」や陳傅良の「建隆編」はその要領を纏めたものであり、現存の「統資治通鑑長編撮要」はその主要条項を抜萃したもの、趙希弁の「統資治通鑑長編補注」は注釈を施したもの、郭叔誼の「統資治通鑑長編增添綱目」はその綱目を作つたものようである。

この「統資治通鑑長編」は南宋末に已に欽宗朝の部分が欠けていたようであるが、元代になると、「宋史」編纂の際にもこの書に不備な処が多かつたようであるから、この頃にはこれは益々散佚したようである。だから明初になつて「永樂大典」が編修されたときにも、徽宗・欽宗兩朝の部分が全欠し、神宗・哲宗兩朝の部分でも散佚の処ができていたのである。かくて清の康熙乾隆年間に至つて、太祖より英宗までと神宗・哲宗兩朝の部分が編纂し直されて、現行本「統資治通鑑長編」五百二十卷の基礎ができ上つたものである。

1 「四庫全書總目提要」卷四七史部・編年類、「統資治通鑑長編」の条参照。

2 清の康熙初年に徐乾学が始めてこの書を泰輿季氏より得たが、それは太祖より英宗までであった。然るに乾隆年間に至って「永樂大典」の宋字の韻からこの外に神宗・哲宗の兩朝の部分を見出したので、これらを編修して、「統資治通鑑長編」五百二十卷を成し、四庫に著録した。これが現行本の基礎をなしている。

3 これらについては譚鍾麟・秦緝業、黄以周等の「統資治通鑑長編拾補」にもいわれている。

4 周必大の「平園統稿」卷二六李燾神道碑によって、この原文を掲げると、

子真子三度卜居、乃得此山、坐東南面西北、其位為巽為乾、蓋処己非乾健無以立、応物非巽順無以行、易六十四卦、仲尼撥其九而三陳之、起乎履止于巽、此講学之序也、語曰、可与共学、未可与適道、可与適道、未可与立、可与立、未可与權、夫人各有所履、善惡分焉、惟能謙可与共学、惟能復可与適道、知所適而無自立、則莫能久、故取諸恒、当使久於其道、或損之或益之、至於困而不改、若井未始隨邑而遷、則所以自立者成矣、雖然吉凶禍福、横發逆起、有不可知、将合於道、其惟權乎、然非巽則權亦不可行、学而至於巽、乃可与權、此聖賢之事業也、

と見え、これによって李燾が易にも通じていたことが判る。なお「建炎以来繫年要録」卷一六二紹興二十一年七月壬寅参照。

5 王応麟「玉海」卷四七藝文・高宗日曆参照。

6 蘇軾「蘇東坡奏議集」卷六乞詩賦經義各以分数取人、将来只許詩賦兼經狀参照。

7 拙稿「南宋に於ける屯田・營田官荘の経営」(「中国土地制度史研究」所収)七兵屯の振興策と民屯の進展参照。

8 なお陳振孫の「直齋書錄解題」卷三には李燾の「春秋古経」一卷、「文獻通考」卷二一八には李燾の孫氏齊民要術音義解釈序がある

9 黄宗羲「宋元学案」卷七李巽巖先生燾の条の張宣公(栻)の言の中にある。「宋史」卷三八八李燾傳参照。

10 「宋史」卷二百八芸文志には李燾文集百二十卷と見えている。

11 これらの書は陳振孫「直齋書錄解題」卷四編年類の中に見出される。

12 汪応辰の「文定集」卷十三薦李燾与宰執書には、李燾を推薦して、

篤志學問、無他外慕、安貧守分、不妄取予、凡経伝歴代史書、以至本朝典故、皆究極本末、參攷異同、歸于至当、隨事論著、成書不一、皆可以伝信垂後、而又通曉世務、明習法令、守郡將漕、績效顯著、

といわれている。

13 「宋史」卷二百三芸文志の職官類や陳振孫「直齋書錄解題」卷四編年類に載せられている。

14 これは「玉海」卷四十七芸文の「紹興統百官公卿表」の条によつたが、陳振孫の「直齋書錄解題」卷四編年類には「百官公卿表」が百四十二卷あつたようにも記されているからである。なお「建炎以來繫年要録」卷一八三紹興二十九年七月戊戌參照。

15 「玉海」卷四六芸文の淳熙修四朝史や陳振孫の「直齋書錄解題」卷四正史類によると、「三朝国史」百五十卷は仁宗の天聖八年(1030)に成り、「兩朝国史」百二十卷は神宗の元豐五年(1082)に成つた。又「神宗正史」百二十卷は徽宗の崇寧三年(1104)にでき上り、「哲宗正史」二百十卷は同じく政和四年(1114)に成つた。

16 「宋会要輯稿」崇儒・勘書參照。

17 「宋史」卷三四孝宗・乾道四年四月丙辰条參照。

18 この現存本は静嘉堂文庫にも所蔵されているが、これは完全な抄本ではなく、散佚している処が多い。国会図書館の抄本は完全なものである。ただその巻首に乾道四年の李燾の上表の外に、現行本に見えるような雜識が載せられているが、これは後で挿入したものであろう。

19 この「続資治通鑑長編」の眞宗朝の部分あげると、第三十九卷(咸平元年)、四十之一・二(同二年)、四十一之一・二(同三年)、四十二之一・二(同四年)、四十三之一・二(同五年)、四十四之一・二(同六年)、四十五之一・二(景德元年)、四十六之一・二(同二年)、四十七之一・二(同三年)、四十八之一・二(同四年)、四十九之一・二(大中祥符元年)、五十之一・二(同



二年)、五十一之一・二(同三年)、五十二(同四年)、五十三之一・二(同五年)、五十四之一・二(同六年)、五十五之一・二(同七年)、五十六之一・二(同八年)、五十七之一・二(同九年)、五十八之一・二(天禧元年)、五十九(同二年)、六十(同三年)、六十一之一・二(同四年)、六十二(同四年)、六十三之一・二(乾興元年)となっている。

- 20 この仁宗朝の部分は卷六十四―七十二(天聖元年―九年)、七十三(明道元年)、七十四之一・二(同二年)、七十五之一・二(景祐元年)、七十六之一・二(同二年)、七十七之一・二(同三年)、七十八(同四年)、七十九(宝元元年)、八十之一―三(同二年)、八十一之一―三(康定元年)、八十二之一―四(慶曆元年)、八十三之一―四(同二年)、八十四之一―四(同三年)、八十五之一―五(同四年)、八十六之一・二(同五年)、八十七(同六年)、八十八(同七年)、八十九之一・二(同八年)、九十之一・二(皇祐元年)、九十一之一・二(同二年)、九十二之一・二(同三年)、九十三之一・二(同四年)、九十四之一・二(同五年)、九十五之一・二(至和元年)、九十六之一―三(同二年)、九十七之一・二(嘉祐元年)、九十八(同二年)、九十九(同三年)、百之一・二(同四年)、百之一・二(同五年)、百二之一・二(同六年)、百三之一・二(同七年)、百四之一・二(同八年)となっている。

- 21 陳騏等の「中興館閣録」卷三修纂上及び前掲の李燾神道碑による。なおこの「中興館閣録」の序文は李燾が記している。

- 22 「中興両朝聖政」卷五十四淳熙元年の条によると、江西転運副使李燾が神哲二朝の「続資治通鑑長編」治平四年三月より元符三年正月までを進めたように記されている。

- 23 これは「宋史」卷二百三芸文志の編年類、「中興館閣録」卷三修纂、陳振孫「直齋書錄解題」卷四起居注類、「玉海」卷四八芸文の徽宗実録にも載せられている。ただし「直齋書錄解題」には攷異が百五十卷となっている。

- 24 「玉海」卷四六芸文の紹興修三朝史・淳熙修四朝史や「直齋書錄解題」卷四正史類の四朝国史、「文獻通考」卷一九二経籍考の四朝国史によると、高宗の紹興二十八年に修国史院を置いて、三朝正史を編纂させ、同三十一年三朝正史の本紀が成ったが、孝宗の乾道二年に欽宗紀を加えて、四朝国史を編纂させることとした。

- 25 なお李心伝の「建炎以来朝野雜記」甲集卷四制作・四朝正史によると、四朝国史の芸文志は李心伝の父李舜臣が作ったようである。
- 26 このことは周必大の「平園統稿」の李燾神道碑に見えている。
- 27 「宋史」卷三五淳熙十年三月戊辰、「中興兩朝聖政」卷六〇淳熙十年の条参照。
- 28 「玉海」卷四八芸文や「宋史」卷三四、「直齋書錄解題」卷四起居注類によると、欽宗実録は乾道四年四月に上進されて、四十巻あつたから、「統資治通鑑長編」の中の欽宗朝が三十四巻あつたとしても、これは過大な数であるとは思われない。
- 29 「宋史」卷三五淳熙十三年十一月甲子、「玉海」卷四六芸文の淳熙修四朝史にも見えている。
- 30 現行本の「統資治通鑑長編」によると、巻首の黄廷鑑の跋には、家録・日記類の主なもの名があげられている。それらは王禹侑の「建隆遺事」、蔡襄の「直筆」、王拱辰の「別録」、司馬光の「日記」、王安石の「日録」、劉摯の「日記」、呂大防の「政目」、呂公著の「掌記」、曾布の「日録」、林希の「野史」、王巖叟の「朝論」、歐陽靖の「聖宗撥遺」、邵伯温の「邵氏辨誣」等の逸書や范鎮の「東齋紀事」、司馬光の「涑水紀聞」、魏泰の「東軒筆録」、文瑩の「湘山野錄」同「玉壺清話」邵伯温の「邵氏聞見録」、沈括の「夢溪筆談」、王明清の「揮塵錄」等であつた。
- 31 「宋史」卷二百六芸文志・小説類や陳振孫の「直齋書錄解題」卷七伝記類に見えている。
- 32 「宋史」卷二百三芸文志・別史類や「直齋書錄解題」卷四編年類に見えている。
- 33 この中、太宗朝では卷三十五之一（淳化五年）より卷三十七之二（至道二年）まで欠けており、真宗朝では第四十之二（咸平二年）より第五十七之一（大中祥符九年）まで欠け、仁宗朝では第七十六之一（景祐二年）より卷七十八（同四年）までと、卷八十九（慶曆八年）より卷九十之二（皇祐元年）まで及び第百二之二（嘉祐六年）より第百四之二（同八年）までが欠けている。
- 34 なお真徳秀の「西山真文忠公文集」卷二十九統通鑑長編要略序には、鄭某の「統通鑑長編要略」が見え、同卷四二通議大夫宝文閣待制李公（訖）墓誌銘によると、「統通鑑長編分類」三十八巻が著されている。